

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書No. 4
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 田中信隆
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成18年4月1日
 【提出日】 平成19年3月29日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】(5) その他
 【変更報告書提出事由】(6) 提出者の住所の変更

第1【発行者に関する事項】(7)

発行者の名称	株式会社ヤクルト本社
証券コード	2267
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(8)

(1)【提出者の概要】(9)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ダノン アジア ホールディングス プライベート リミテッド (DANONE ASIA HOLDINGS PTE. LTD.)
住所又は本店所在地	シンガポール 049315 コリヤ キー 10、オーシャン ビルディン グ 19-08 (10 Collyer Quay, #19-08, Ocean Building, Singapore 049315)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	シンガポール 039192 タマサク アベニュー 1 ミレニア タワー 34-02 (1 Temasek Avenue, #34-02, Millenia Tower, Singapore 039192)

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1997年12月30日
代表者氏名	フランソワ カックリン (Francois Caquelin)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 澤田真実
電話番号	03-3511-6337

(2) 【保有目的】(10)

政策投資（取引関係の発展）

(3) 【重要提案行為等】(11)

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (12)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	35,212,000 株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 35,212,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0 株	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q	0 株	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	35,212,000 株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	0 株	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 4 月 1 日現在)	T	175,910,218 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		20.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		19.30%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(13)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)

なし

(7) 【保有株券等の取得資金】(15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	0
借入金額計 (V) (千円)	57,529,628
その他金額計 (W) (千円)	0
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	57,529,628

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
ダノン ファイナンス インターナショナル	資金管理 会社	ローレント・ サウケット	ベルギー、ブリュッセル、1160、ル・ジュール・コック 6、bte 4	2	57,529,628

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

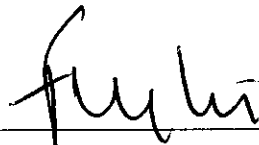
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that DANONE ASIA HOLDINGS PTE. LTD., a corporation organized and existing under the laws of Singapore, with its principal office at 10 Collyer Quay, #19-08, Ocean Building, Singapore 049315 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Nobutaka Tanaka, Ms. Nozomi Oda and Ms. Mami Sawada, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Local Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Mr. Francois Caquelin, this 28th day of March, 2007.

DANONE ASIA HOLDINGS PTE. LTD.

By:



Name: Francois Caquelin

Title: Director

[訳 文]

委 任 状

シンガポール法に準拠して設立され、存続し、シンガポール 049315 コリヤ キー 10、オーシャン ビルディング 19-08に本店を有するダノン アジア ホールディングス プライベート リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である田中信隆氏、小田望未氏及び澤田真実氏の各氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法27条の23及び同法27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2007年3月28日、フランソワ カックリンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ダノン アジア ホールディングス プライベート リミテッド

[署 名]

氏名： フランソワ カックリン
役職： ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 澤 田 真 実

